

## 「求人広告の掲載トラブルが増加しているご注意ください」

求人広告に掲載して、無料掲載期間経過後に運営会社から広告料金を請求されるトラブルが増加しています。求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に申込書に記載されている広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行うようにしてください。

### <相談事例>

掲載3週間無料という内容の求人広告掲載の電話勧誘があり、郵送で受領した契約書関連書類の解約事項をよく確認しないまま、掲載を申し込んだ。その後、契約期間が自動更新され、「掲載から3週間以内に解約の申し出がない場合は有償で自動契約」という規約をもとに支払いを求められている。解約に応じてもらえない。

□お問い合わせ□

(公財) 東京都中小企業振興公社

総合支援課 ワンストップ総合相談窓口

**03-3251-7881**

※ご相談は、ご相談者様の意思決定に係る助言です。

最終的な意思決定及び行動等は自己責任でお願いします。